

日本国農林水産省林野庁とベトナム農業農村開発省林業局との間の 森林及び林業分野における協力覚書（仮訳）

日本国農林水産省林野庁とベトナム農業農村開発省林業局（以下「双方」という。）は、

持続可能な森林経営の重要性並びに気候変動に対する森林の役割の重要性を認識し、

持続可能な森林経営と森林資源の有効利用を推進し、

2050年カーボンニュートラルに寄与する豊かな社会の実現を目指し、

森林及び林業分野における二国間協力を強める必要性を強調し、

双方の間の既存の友好の絆を強化し、

次のとおり協力することに合意した。

1. 目的

本協力覚書（以下「覚書」という。）は、持続可能な森林経営と森林資源の有効利用の推進を通して、カーボンニュートラルに寄与する豊かな社会の実現を目指すために、双方の総合的な協力を創出することを目的とする。

2. 協力範囲

- a) 持続可能な森林経営
- b) 気候変動の緩和と適応
- c) 森林資源の有効利用と管理、レクリエーションや教育などの森林の多面的利用
- d) 森林保全、生物多様性及び森林景観の再生
- e) 防災のための森林経営
- f) 林業セクターの研究開発及び新技術
- g) 人材育成
- h) 合法伐採木材及び関連する貿易

3. 相互訪問

- (1) この覚書の枠組みの範囲において、意見交換及び協力強化のため、双方は、それぞれの国で定期的に相互合意による会合を交互に開催することができる。
- (2) 定期的な会合における協力の形態には、森林・林業に関する情報、参考資料、調査結果及び出版物の交換と現地視察が含まれる。

4. 実行予算

- (1) 定期的な会合において、派遣国が訪問団に関する旅費、航空賃及び宿泊費の全ての費用を負担する。会合の開催に関する全ての経費は開催国が負担する。その他の必要な費用分担については、双方の事前協議により決定する。
- (2) 双方は、合同で決定される特定の協力活動を行うことができ、また、その活動の実現はそれぞれの資金や他の資源の利用可能性に左右されることを理解する。

5. 連絡先

本覚書の窓口は、日本国農林水産省林野庁海外林業協力室とベトナム農業農村開発省林業局科学技術国際協力課とする。

6. 開始と終了

- (1) 本覚書は両国が署名した日から発効する。
- (2) 本覚書は5年間有効である。その後は、どちらか一方が他方に対し、少なくとも3か月前までに書面で終了の意思表示をしない限り、同じ期間（5年間）自動更新される。
- (3) 本覚書は双方の書面による合意により、いつでも内容を変更することができる。
- (4) 本覚書の解釈又は実施から生じたいかなる相違も、双方の協議により、友好的に解決される。

7. その他

- (1) 本覚書は法的拘束力がなく、また、いかなる法的権利及び義務を生じさせるものではない。本覚書の内容は、国際条約、協定及び合意へのそれぞれの署名又は参加に起因する双方の権利及び義務を損なうものではない。
- (2) 双方は、相互の協力から得られた成果を共有しなければならない。また、書面による共通の合意がない限り、相手側から提供された情報及び相互の協力の成果を第三者に提供又は公開してはならない。

(3) ここに記載されていない事項については、必要に応じて双方の協議により決定する。

2024年5月14日に日本の東京において署名された、2部の英語による本覚書の原本を、双方がそれぞれを保管する。

日本国農林水産省林野庁代表

青山豊久
林野庁長官

ベトナム農業農村開発省林業局代表

トラン・クアン・バオ
林業局長